

別表1（補助金の対象となる施設等及び健康診断の対象者）

対象となる施設等	対象となる健康診断の対象者
大阪市内に所在地を置く大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（ただし、国又は地方公共団体が設置運営するもの及び修業年限が1年未満のものを除く。）	学生又は生徒のうち当該年度に入学した者
日本語教育施設のうち、専修学校もしくは各種学校又は財団法人日本語教育振興協会の認定を受けた施設	すべての学生
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設（ただし、国又は地方公共団体が設置運営するものを除く。）	入所者のうち当該年度の末日において65歳以上である者

別表2（補助対象経費及び補助基本額）

補助対象経費	補助基本額
設置者が法第53条の2第1項の規定により行う定期の健康診断のうち、胸部エックス線検査にかかる経費	次により算定した額の合計額 (1) レンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×81円 (2) 70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×97円 (3) 100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数×125円 (4) 直接撮影を受けた者の延べ数×131円 (5) 精密検査（事後措置）を受けた者の延べ数×131円